

山梨県情報公開審査会傍聴要領 新旧対照表（案）

新	旧	備 考
(傍聴者の決定等) 第2条 傍聴定員は、会議の都度、 <u>行政法務課長</u> が会議室の収容人員等を考慮して定める。 2～4 略	(傍聴者の決定等) 第2条 傍聴定員は、会議の都度、 <u>行政経営管理課長</u> が会議室の収容人員等を考慮して定める。 2～4 略	組織名称の変更に伴う 改正

(案)

山梨県情報公開審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第23条第1項第2号の審議に係る山梨県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定等)

第2条 傍聴定員は、会議の都度、行政法務課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 審査会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券を交付するものとする。

(取材活動に対する配慮)

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

件名

経緯

内容

令和6年度山梨県情報公開条例の施行状況について

山梨県情報公開条例第37条第2項の規定に基づき、毎年、前年度における同条例の施行状況を公表している。

○ 令和6年度における情報公開条例の施行状況は、次のとおりである。

1 行政文書開示請求の状況

① 行政文書開示請求件数

行政文書の開示の請求件数は671件で、前年度（921件）に比べ250件（27.1%）減少した。

② 開示請求の受付状況

開示請求の受付状況は、以下のとおりである。
このうち電子開示請求の受付件数は、457件（全体に対する割合68.1%）であった。

単位：件 （ ）は全体に対する割合

受付方法	R6	R5
県民情報センター窓口での受付	169（25.2%）	251（27.3%）
電子開示請求による受付	457（68.1%）	651（70.7%）
うち インターネット（県HP）による受付（H16.4～）	内 397（59.2%）	内 547（59.4%）
うち オンライン（くらしねっと）による受付（H18.7～）	内 60（8.9%）	内 104（11.3%）
各地域県民センター窓口での受付	45（6.7%）	19（2.1%）
その他による受付	0（0.0%）	0（0.0%）
合 計	671	921

③ 開示請求者の内訳

単位：件 （ ）は全体に対する割合

区分	住所又は所在地が県内		住所又は所在地が県外		合計
	個人	法人	個人	法人	
延べ数	144（21.5%）	112（16.7%）	142（21.2%）	273（40.7%）	671

④ 実施機関別の請求状況

単位：件

実施機関	R6	R5	増減／（増減率）
知事	573	803	▲ 230（▲28.6%）
議会	13	16	▲ 3（▲18.8%）
教育委員会	31	31	0（0.0%）
選挙管理委員会	9	16	▲ 7（▲43.8%）
人事委員会	0	1	▲ 1 皆減
監査委員	0	0	0（0.0%）
公安委員会	0	1	▲ 1 皆減
労働委員会	0	1	▲ 1 皆減
収用委員会	0	2	▲ 2 皆減
内水面漁場管理委員会	0	0	0（0.0%）
公営企業管理者	8	14	▲ 6（▲42.9%）
警察本部長	29	29	0（0.0%）
県立病院機構	3	4	▲ 1（▲25.0%）
県立大学	0	2	▲ 2 皆減
住宅供給公社	0	0	0（0.0%）
土地開発公社	0	0	0（0.0%）
道路公社	5	1	4（400.0%）
合 計	671	921	▲ 250（▲27.1%）

⑤ 開示請求の内容別状況

開示請求の内容別の状況は、以下のとおりである（上位5項目）。

単位：件（ ）は全体に対する割合

順位	R6			順位	R5		
1	工事・用地関係	224	(33.4%)	1	工事・用地関係	433	(47.0%)
2	衛生関係	40	(6.0%)	2	入札・契約関係	72	(7.8%)
3	道路関係	37	(5.5%)	3	道路関係	31	(3.4%)
4	入札・契約関係	33	(4.9%)	4	医療機関関係	30	(3.3%)
5	食品許可関係	30	(4.5%)	5	食品許可関係	28	(3.0%)

2 開示請求に対する処分状況

① 決定等の内訳

単位：件（ ）は全体に対する割合

	R6		R5		増減
○開示請求	671	(100.0%)	921	(100.0%)	▲ 250
○処理状況					
・開示決定	575	(85.7%)	806	(87.5%)	▲ 231
全部開示決定	内 145	(21.6%)	内 185	(20.1%)	▲ 40
一部開示決定	内 430	(64.1%)	内 621	(67.4%)	▲ 191
・不開示決定	49	(7.3%)	61	(6.6%)	▲ 12
・取下げ	47	(7.0%)	54	(5.9%)	▲ 7

② 不開示理由の内訳

単位：件

不開示理由区分	件数
第1号（個人に関する情報）	239
第1号の2（行政機関等匿名加工情報）	0
第2号（法人等に関する情報）	157
第3号（法令秘情報）	1
第4号（犯罪の予防等に関する情報）	30
第5号（審議、検討等に関する情報）	4
第6号（事務、事業に関する情報）	149
その他（不存在等）	178

※表中の号番号は、条例第8条の各号を表している。

※事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示決定の件数よりも多くなっている。

3 審査請求の状況

単位：件

	R6	R5
○審査請求件数	0	0
○審査請求に対する裁決	0	1

〈参考〉 開示請求等の件数の推移（直近5年間）

単位：件

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
請求件数	793	950	980	921	671
全部開示	181	215	219	185	145
一部開示	506	603	663	621	430
不開示	65	95	62	61	49
取下げ	41	37	36	54	47
審査請求件数	2	4	1	0	0